

長野原町下水道事業経営戦略

団 体 名	： 長野原町
事 業 名	： 特定環境保全公共下水道事業
策 定 日	： 令和 4 年 3 月
計 画 期 間	： 令和 4 年度 ～ 令和 13 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成20年4月	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処 理 区 域 内 人 口 密 度	処理区域内人口 6,000人 処理区域面積 237ha 25.3人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	汚水処理区 1		
処 理 場 数	終末処理場 1 (長野原浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化については、群馬県にて吾妻郡内の自治体グループとして位置付けられています。 共同化については、長野原町水道事業者に使用料徴収を委任し、効率化を図っています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	本町下水道関連事業の使用料は、使用水量にかかわらず一律である基本使用料と、使用水量に応じて使用料が変動する従量使用料からなる2部料金制を採用しています。従量使用料は、基本水量20m ³ を超える水量に対して一定額を加算する方式を採用しています。					
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	該当ありません。(一般家庭用使用料と同様です)					
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	該当ありません。(一般家庭用使用料と同様です)					
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成30年度	2,000	円(税抜)	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成30年度	2,055 円(税抜)
	令和元年度	2,000	円(税抜)		令和元年度	2,058 円(税抜)
	令和2年度	2,000	円(税抜)		令和2年度	2,062 円(税抜)

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(業務用を含む。)をいう。

③ 組 織

職 員 数	令和3年4月1日現在 下水道事業担当職員2名(公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業を兼務)
事 業 運 営 組 織	令和3年度現在、上下水道課下水道係により運営しています。 上下水道課 — 下水道係

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場、マンホールポンプ施設の維持管理業務を委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

別紙 経営分析比較表(令和元年度決算) のとおり

1. 経営の健全性・効率性について

当町の下水道事業にあたっては、平成8年度より下水道整備を進めてきました。その結果、令和2年度末には、認可区域における下水道整備率は概ね100%に到達しました。しかし、⑧水洗化率は類似団体と比較しても平均を下回っている状況で、今後とも引き続き下水道加入推進を行う必要があります。

下水道事業の経営においては、⑤経費回収率は年度によってばらつきがあるものの、類似団体と比較して高い水準にあります。これは経営における不足分を一般会計からの繰入金に依存しているということです。公営企業としては、一般会計の繰入金への依存を少なくすることが望ましく、そのためには、適性かつ効率的な事業運営と適正な使用料水準を確保する必要があります。

また、過去の建設投資のほとんどが補助金で賄われているため、類似団体と大きく異なり④企業債残高事業規模比率がゼロとなっていることが、本町下水道事業の大きな特徴と言えます。将来的には施設の老朽化に伴う更新需要も発生することから、経費回収率と関連づけながら適正な使用料体系を検討していきます。

2. 老朽化の状況について

当町の下水道施設は平成20年度の供用から約13年経過しています。下水道施設の耐用年数は一般的に下水道管きょ等で50年、処理場等の施設は一部の機械装置について15年から20年となっています。そのため、近い将来には大規模の改修事業が発生することが考えられます。

今後は、施設の適正な維持管理に努め長寿命化を図る他、ストックマネジメント計画等を策定し、計画的な施設運用を行っていく必要があります。

全体総括

当町の下水道事業は、20年以上に及ぶ整備建設を終え、今後の事業運営は維持管理の時代に入ります。現状の経営状況は、一般会計の繰入金により経営を維持しており、使用料収入をもって、汚水処理費を賄えていない状況にあります。今後は下水道への加入推進を図るとともに、効率的な経営を行っていく必要があります。

このような状況の下、令和6年度から公営企業会計が適用されることで、経営状況がより正確に把握できるようになるため、経営戦略の見直しやストックマネジメント計画を策定し、より健全な経営に努めます。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

町では平成27年度に第五次長野原町総合計画を策定し、2025(令和5)年の計画目標人口を5,500人としています。直近10年間の行政区域内人口の実績は、減少傾向となっており、令和2年度末で5,351人となっています。

公共下水道処理区域の人口も同様ですが、令和2年度に下水道施設の整備が終わり、既存処理区域の人口約2,400人(R2)に対して、令和3年度以降は新規接続等に係る人口が実質上乘せされることになります。しかし、全体として減少傾向となるため、一定程度の減少(町全体の年平均減少率97.8%)を見込み、現況の2,400人から令和13年度は約2,300人程度と想定します。

(2) 有収水量の予測

直近5年の実績(平成28～令和2年度)は、年度により増減がありますが、微減傾向(年平均減少率は99.0%)にあります。今後は地域振興施設等の利用者をはじめ、観光振興を主とした区域の処理水量を見込む必要があり、温泉施設を中心としたハツ場ダム関連の観光資源が多数存在するなど増加要因があります。また、町では自立促進計画を策定するなど地域の振興政策を実施しているところです。しかし、人口動態の減少傾向や節水傾向の進展等による減少も継続すると考えられます。

こうしたことから、当面は増減要因が拮抗するものと考え、本計画の有収水量は現状と同程度を見込むものとします。

(3) 使用料収入の見通し

有収水量は横ばい傾向として予測したため、使用料収入も同様の傾向を示すと考えられます。しかし、長期的には、人口減少、使用料減少は避けられない事項であると考えられます。今後とも積極的に下水道接続促進を図ることにより、収入増確保に努めていく必要があります。

また、今後は地方公営企業法適用に伴う減価償却費の発生や一般会計からの繰入金の水準等を考慮しつつ、効率的かつ効果的な下水道事業運営実施のため、使用料の検討を行っていきます。

(4) 施設の見通し

管渠施設に関しては、概ね整備は終了しています。処理場施設は平成28年度から一部ポンプ関係等の修繕工事を実施しています。また処理区域内に50基以上あるマンホールポンプについては、適宜維持修繕等を実施しています。

今後は、処理場や一部マンホールポンプの機械・電気設備が耐用年数を迎えつつあるため、ストックマネジメント計画を策定し、各設備の長寿命を図っていくと共に、計画的な施設の維持管理に努めていきます。

(5) 組織の見通し

組織の基本的な変更予定はありませんが、令和6年度からの上下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、上水道事業と合わせた人員配置、効率的な上下水道事業運営のための各種施策の立案、事務処理を行っていきます。

3. 経営の基本方針

本町下水道事業は企業としての効率的経営、経済性の確保を図りつつ、
基本理念として

「環境変化に対応した柔軟な事業運営」、

「持続可能な事業運営とサービス提供のための経営基盤強化」

を掲げます。

基本理念の実現のため具体的施策については、地方公営企業法適用の他、今後5年間を目途にストックマネジメント計画を策定し、長期的な施設維持整備の計画を定めます。また、経営基盤強化のため、継続的に施設の効率的な運用、適正使用料水準等の検討を行っていきます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画): 別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標	収支計画の策定の前提となる長期投資試算の結果及びそれに基づく長期目標
---	---	------------------------------------

公共下水道事業は供用開始が平成20年度であり、現在面整備は概ね完了しています。供用年数は10年あまりのため、老朽化に関しては、大きな課題は生じていません。

今後、令和9～12(2027～2030)年度頃には処理場の機械・電気設備が順次法定耐用年数を迎えます。しかし、現状では処理場稼働率が低く、また平成28年度からポンプ設備を中心に定期的な修繕、交換等を実施しています。こうしたことから、すべての設備を更新するのは過剰な投資となる恐れがあります。

計画期間の投資計画は、ストックマネジメント計画を策定することにより、処理場施設及びマンホールポンプ設備のリスク状況に応じた維持管理及び改築更新を図っていくものとします。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	収支計画の策定の前提となる長期財源試算の結果及びそれに基づく長期目標
---	---	------------------------------------

・財源の目標に関する事項

収支均衡を図るうえで重要となる下水道使用料、一般会計繰入金について収支整理に基づき適宜検討を実施していきます。

・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

使用料は当面横ばい傾向で推移すると予想します。長期的には使用料収入の減少は避けられず、継続的な事業運営のため、一般会計繰入金の水準と併せ適正な維持管理費、改築更新等を反映した下水道使用料の水準について検討していきます。

・企業債に関する事項

本町は下水道施設の建設に企業債を使用していません。

しかし、今後は財源負担をより広い世代で共有するため、修繕や更新に際しては企業債を使用していくことになると考えます。

・繰入金に関する事項

現在、歳入に占める一般会計繰入金の割合は55%(令和2年度決算)となっています。町財政が厳しいなか、繰入金の減少が想定されるため、将来の継続的な事業運営のため、下水道使用料と合わせ検討を行っていくものとします。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

維持管理費、運営費等については、現状と大きく変わることは少ないと考えますが、職員人件費に関しては、地方公営企業法の適用に伴う会計処理負担増等に対応するため、水道事業と合わせて体制を検討していきます。収支計画では、地方公営企業法適用後の令和6年度より現状の1.5倍程度の人件費増を見込みます。その他の項目については令和3年度予算の金額を基本とします。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在、群馬県で広域化について検討中であり、本町は吾妻郡のグループとして位置付けられています。今後も広域化の動向を注視しながら、下水道全体として事業の継続性を重視し、効率的な検討を進めていきます。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画の策定により、施設の状態や優先度に基づく改築・更新を行うことにより、投資額の削減、平準化に取り組んでいきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	処理場やマンホールポンプ、管渠の維持管理について、包括的な委託などをふまえ、人員配置、維持管理コスト等の検討をしていきます
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	本町下水道事業等は令和6年に地方公営企業法を適用する予定です。公営企業として持続的な事業運営を行うため、収支均等に取り組んでいきます。今後は、事業収入の根本である下水道使用料の検討を5年を目途に定期的に行い、適正な使用料体系となるよう見直しを行っていきます。
資産活用による収入増加の取組について	遊休施設等がないため、現状では特にありません。
その他の取組	将来の建設改良事業の実施にあたっては、国庫補助と合わせ起債を使用していくようになりますが、その他自己資金を確保する必要があります。地方公営企業法適用後の損益勘定留保資金が期待できないため、今後は建設改良積立金等の拡充を図っていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理場やマンホールポンプ等の維持管理について、包括的な委託などをふまえ、人員配置、維持管理コスト等の検討をしていきます
職員給与と費に関する事項	現状の職員数は公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業を併せて2名であり、最小人員で運用しています。今後の地方公営企業法適用に伴い、上下水道事業合わせて人員配置を検討していきます。収支計画では令和6年度から現状の1.5倍程度を見込みます。
動力費に関する事項	処理場やマンホールポンプの動力費は、現状程度と想定していますが、将来的には適切な維持管理に努めるとともに、更新時には省エネルギー機器の導入により動力費の削減を図っていきます。
薬品費に関する事項	薬品費用も現状と同程度で推移するものとします。
修繕費に関する事項	処理場は、当面は少額の維持管理用の修繕状況を想定しています。ストックマネジメント計画を策定することにより、適正な維持管理に努めていきます。
委託費に関する事項	運転管理等委託費については、現状程度を想定します。調査関係ではストックマネジメント計画に関係する委託費を見込んでいます。
その他の取組	事業概要や決算状況等について、ホームページや広報誌を活用して、積極的に経営状況を開示していきます。これにより、下水道接続促進や下水道利用者に下水道事業に対する関心や理解をいただけるよう努めていきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本町公共下水道事業は、ハツ場ダム完成と合わせて一応の完成をみました。しかし完成後の下水道事業の運営こそが水源地域の環境保全のため、将来にわたり重要になると考えます。近年、社会情勢、異常気象、人口動態等々、下水道事業を取り巻く経営環境は大きく変化しつつあります。こうした環境に対応し、下水道事業を継続的に運営していくため、令和6年度から地方公営企業法の適用により、下水道事業の効率的で柔軟な経営を目指し、新たなスタートをきる予定です。 経営戦略は、この新たな一歩を進めるための道標として活用するとともに、経営環境の変化に対応しながら、今後5年を目途に適宜見直しを行っていきます。
---------------------	--

経営比較分析表（令和元年度決算）

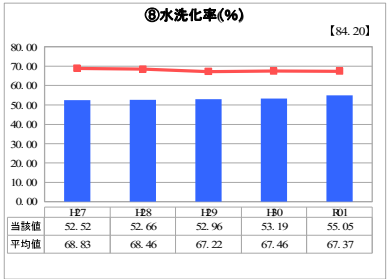
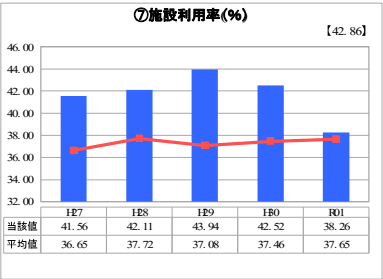
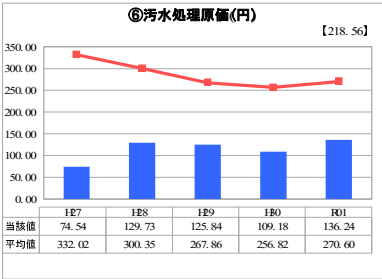
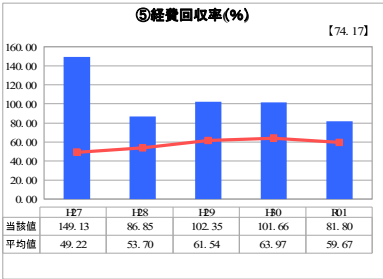
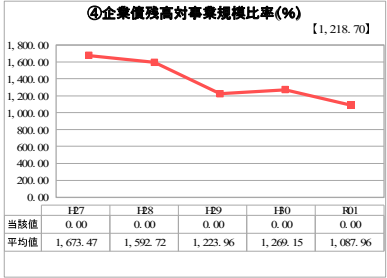
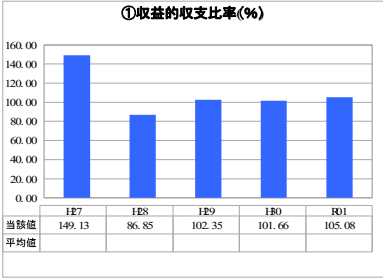
群馬県 長野原町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D8	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	50.74	100.00	2,200

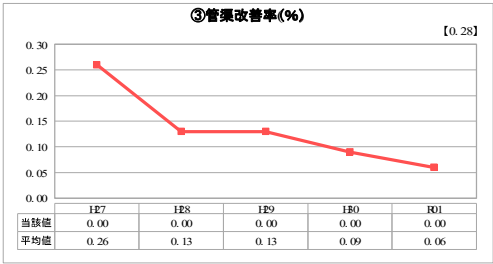
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
5,510	133.85	41.17
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,772	1.95	1,421.54

グラフ凡例
■ 当該団体の値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は平成29年度以降概ね100%で推移しています。
④企業債残高はありますが、下水道使用料だけでは賄えない部分を一般会計からの繰入金で補填し事業を実施している状況です。
⑤経費回収率が類似団体の平均値を超えており、概ね80%以上で推移しています。年度によって経費回収率に幅があるのは、施設・設備修繕費の増減があるためで、下水道使用料に大きな変動はありません。
⑥汚水処理原価は類似団体平均値の概ね2分の1以下の水準であり、健全性、効率性ともによい汚水処理事業と言えます。
⑦施設利用率は平成27年度以降概ね横ばいで、類似団体平均値より高く推移しています。今年度の減少は、ハッ場ダム関連工事が完了を迎えるなか、工事関連宿舎等が随時撤退し、処理水量が大幅に減少したことなどが考えられます。
⑧水洗化率は類似団体を下回っているため、今後も引き続き加入推進を行う必要があると考えられます。

2. 老朽化の状況について

平成20年に供用開始後11年経過し、管渠は比較的新しい設備ですが、処理施設などは部品交換等軽微な修繕の発生が予想されます。

全体総括

施設利用率、水洗化率が低い加入推進を行い加入率増加と料金収入増加を図ることで、一般会計からの繰入金を減らしていく事も必要と思います。今後は法適化に向けた課題等も含めて中長期的な経営計画策定が急務と考えます。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
区 分		(決 算)	(決 算)	(予 算)										
収 益	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	39,457	57,551	73,661	75,600	75,600	75,600	75,600	75,600	75,600	75,600	70,600	70,300
		(1) 営 業 収 益 (B)	30,717	30,881	30,541	30,600	30,600	30,600	30,600	30,600	30,600	30,600	30,600	30,300
		ア 料 金 収 入	30,717	30,881	30,541	30,600	30,600	30,600	30,600	30,600	30,600	30,600	30,600	30,300
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 営 業 外 収 益	8,740	26,670	43,120	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	40,000	40,000
	収 益 的 支 出	ア 他 会 計 繰 入 金	8,740	26,670	43,118	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	40,000	40,000
		イ そ の 他	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2 総 費 用 (D)	37,550	59,574	77,398	50,800	50,800	49,300	49,120	48,550	48,570	48,590	48,670	48,830
		(1) 営 業 費 用	37,550	59,574	77,397	50,800	50,800	49,300	49,100	48,500	48,500	48,500	48,500	48,500
		ア 職 員 給 与 費	0	0	9,012	9,100	9,100	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800
		ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ そ の 他	37,550	59,574	68,385	41,700	41,700	42,500	42,300	41,700	41,700	41,700	41,700	41,700
		(2) 営 業 外 費 用	0	0	1	0	0	0	20	50	70	90	170	330
		ア 支 払 利 息	0	0	1	0	0	0	20	50	70	90	170	330
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	1,907	△2,023	△3,737	24,800	24,800	26,300	26,480	27,050	27,030	27,010	26,930	21,470
資 本 的	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	626,932	278,012	2,000	2,000	2,000	7,000	9,000	9,000	7,000	22,000	63,000	37,000
		(1) 地 方 債 償 還 金	0	0	0	0	0	5,000	6,000	6,000	5,000	20,000	20,000	5,000
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	331,214	171,137	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	294,601	106,370	1	0	0	0	1,000	1,000	0	0	41,000	15,000
	資 本 的 支 出	(6) 工 事 負 担 金	1,118	506	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2 資 本 的 支 出 (G)	625,815	277,506	2,263	14,300	14,300	21,200	23,400	24,300	21,100	63,300	60,600	59,300
		(1) 建 設 改 良 費	625,815	277,506	2,262	14,300	14,300	21,200	23,400	24,300	21,100	63,300	60,600	59,100
		ウ ち 職 員 給 与 費	8,913	8,968	0	0	0	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	200	430
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	1,117	506	△263	△12,300	△12,300	△14,200	△14,400	△15,300	△14,100	△41,300	2,400	△22,300
		収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	3,024	△1,517	△4,000	12,500	12,500	12,100	12,080	11,750	12,930	△14,290	29,330	△450
		積 立 金 (K)	586	988	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		積 立 金 (仮称建設改良積立金)				0	0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		前年度からの繰越金 (L)	20,363	22,801	5,000	0	11,500	23,000	24,100	25,180	25,930	27,860	2,570	20,900
		前年度繰上充用金 (M)												
		形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	22,801	20,296	0	11,500	23,000	24,100	25,180	25,930	27,860	2,570	20,900	9,450
		翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	22,801	20,296	0	11,500	23,000	24,100	25,180	25,930	27,860	2,570	20,900	9,450
		収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	105	97	95	149	149	153	154	156	156	155	144	143